明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一二）　二
○中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一三）　二

〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（**会計検査院**一）　二
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部を改正する規則（**原子力規制委**二）　三

〔告　示〕
○半島振興法に基づく産業振興促進計画を認定する件（**総務・農林水産・国土交通**一）　二
○原戸籍が滅失した件（**法務**六八）　三
○除籍が滅失した件（**同**六九～七一）　三
○戸籍が滅失した件（**同**七二）　三
○財政法第三十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十八年度分の予算について、支出負担行為の実施計画につき財務大臣の承認を経なければならない経費を定める件の一部を改正する件（**財務**二八）　三
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（**財務・農林水産・経済産業**一）　五
○野菜生産出荷安定法の規定に基づき、野菜指定産地を指定した件の一部を改正する件（**農林水産**二〇七）　五
○電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第一条第一項表の学歴又は資格の項第三種電気主任技術者の欄の第三号に規定する認定を行った件（**経済産業**一五）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**七七～七九）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**同**八〇）　八
○東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（**原子力規制委**一）　八
○都市計画に関する件（**東北地方整備局**二八）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**三八、三九）　八
○那珂川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（**同**四〇）　八
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一三）　八

〔国会事項〕
法務省　財務省　最高裁判所

〔人事異動〕
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年度一級及び二級電気工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　九
平成二十八年度一級及び二級建築施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（同）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
特殊法人等
厚生年金基金清算結了・清算人退任関係　一三
会社その他　一九

本号で公布された法令のあらまし

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一二号）（経済産業省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定（同法第一五条の規定を除く。）の施行期日は、平成二九年四月一日とすることとした。

◇中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一三号）（経済産業省）

1　経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、中小企業者の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととした。（本則関係）

2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二七年法律第五〇号）附則第一条第四号に掲げる規定（同法第一五条の規定を除く。）の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。